

留意事項

- 那覇地域職業訓練センターの施設を利用しようとする者は、あらかじめセンター利用申込書を提出し、承認を受けなければならない。
- 次の事項に該当すると認められる場合は、利用を承認しないことがある。
 - (1) 公序良俗を乱す恐れがあると認められる場合。
 - (2) センターの施設、付属設備を棄損し、または滅失する恐れがあると認められる場合。
 - (3) 暴力その他、危険物等の携行により他人に危害を及ぼし、もしくは威圧し、または迷惑になる行為を行う恐れがあると認められる場合。
 - (4) その他センターの管理運営上支障があると認められる場合。
- センター利用承認を受けた者が、次の事項を変更しようとするときは承認を受けた利用日の4日前までに変更の承認を受けなければならない。
 - (1) 利用の目的
 - (2) 利用日時
 - (3) 利用する施設または付属設備
(教室・実習室等その他の施設設備・機器類)
- 利用料は、利用日の3日前までに納入すること。
- 納入された利用料は、原則として還付しない。
- 利用者は、利用の権利を譲渡したり、または転貸してはならない。
- センターの利用に当たって、特別の設備をし、もしくは造作を加え、または特殊な物品を搬入する場合は、あらかじめ承認を受けなければならない。
- 利用者の注意事項
 - (1) センターを利用するに当たって、責任者及び整理員をおくこと。
 - (2) センターの施設及び付属設備の取り扱いを適切に行うこと。
 - (3) 利用の承認を受けた目的以外にセンターを利用しないこと。
 - (4) センターの施設及び敷地内において、承認なく看板、ポスター等の掲示をしないこと。
 - (5) センターの施設及び敷地内において、騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑をかけないこと。
 - (6) センターの清潔整頓に協力すること。
 - (7) 所定の場所以外で飲食し、または喫煙しないこと。
 - (8) 所定の場所以外に立ち入らないこと。
 - (9) 所定の場所以外で火器を使用しないこと。
- センターの施設及び付属設備を棄損し、若しくは、汚損または滅失したときは、直ちにセンターの職員に届け出なければならない。
- センターの施設の利用を終えたときは、使用した施設の机、椅子、その他の設備等を元の状態に戻し、退出の報告をすること。

センター利用料のご案内

(単位：円)

区分	定員 (面積)	曜日	利用料(冷房料込)					
			9:00~12:00		13:00~17:00		17:30~21:00	
			会員	一般	会員	一般	会員	一般
第2教室	24人 (30.4)m ²	月～金曜日 土曜日	1,800	2,000	2,500	2,800	2,800	3,200
			2,000	2,400	2,800	3,200	—	—
第3教室	12人 (31.4)m ²	月～金曜日 土曜日	1,800	2,000	2,500	2,800	2,800	3,200
			2,000	2,400	2,800	3,200	—	—
第5教室	34人 (54.3)m ²	月～金曜日 土曜日	3,500	4,000	4,900	5,500	5,600	6,300
			4,000	4,500	5,600	6,300	—	—
第6教室	28人 (38.1)m ²	月～金曜日 土曜日	2,000	2,200	2,700	3,000	3,100	3,500
			2,200	2,600	3,000	3,400	—	—
視聴覚教室	88人 (182.1)m ²	月～金曜日 土曜日	5,300	6,000	7,000	7,900	8,000	9,000
			6,100	6,900	8,000	9,000	—	—
実習室	(171.9)m ²	月～金曜日 土曜日	2,400	2,900	2,400	2,900	2,900	3,400
			2,900	3,400	2,900	3,400	—	—
付属設備利用料	OHP		1回1台当たり			1,300		
	16mm映写機		"			2,500		
	スライド映写機		"			2,500		
	テレビ・ビデオ		"			1,000		
	ビデオプロジェクター(視聴覚設置)		"			3,000		
	ビデオプロジェクター(移動式)		"			2,000		
	工作機械		"			2,000		
持ち込み機器		"			500			

- 備考1 事業主または事業主の団体等が職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練を行うために利用する場合の基本料は上記基本料の1/2の額とする。
- 入場料を徴収したり、営利(商品宣伝等を含む)を目的として利用する場合の基本料は、上記基本料に5割を加算した額とする。
 - 午前、午後及び夜間を通して利用する場合は、それぞれの利用料金を加算した額を利用料とする。
 - 会員とは沖縄県職業能力開発協会会員をいう。(事務局で加入申込を受け付けています。)
 - 準備及び片付けは利用時間に含む。

独立行政法人 雇用・能力開発機構委託

那覇地域職業訓練センター

【会議・研修施設利用案内】



<訓練センター運営機関>



企業の発展は人材育成から

〒900-0036 沖縄県那覇市西3丁目14番1号
沖縄県職業能力開発協会

協会受託事業

**那覇地域職業訓練センター
沖縄職業能力開発サービスセンター**

センター
ご利用は
この番号へ

職業能力開発協会 ☎(098) **862-4278**
職業訓練センター ☎(098) **868-0439**
サービスセンター ☎(098) **866-4964**
FAX(098) **866-4964**

概要

那覇地域職業訓練センターは、中小企業に雇用されている労働者等に対し、各種職業訓練を行う事業主や事業主団体等に施設を提供するほか、地方公共団体等が地域住民に対して行う多様な職業訓練（例えば、各種職業講習、講座、市民教室等）の場としても利用できます。
このセンターには、教室、視聴覚教室（講堂）、実習室が整備されています。

施設利用のご案内

◇利用できる方

- 職業訓練を実施する事業主又は事業主団体
- 国、地方公共団体等
- 雇用保険加入事業所
- 地域住民

◇開館時間

- 平日 午前9時～午後9時
- 土曜日 午前9時～午後5時

◇休館日

- (1) 日曜日、祝日及び慰霊の日（6月23日）
（但し、祝日が日曜日に当たるときは、その翌日）
- (2) 年末年始（12月28日～翌年1月4日）

◇利用の申し込み

所定の申請書により、利用予定日の3ヵ月前から4日前までに利用料と一しよに申し込み下さい。
※ただし、サークル活動など地域住民の利用の場合は4日前からとします。

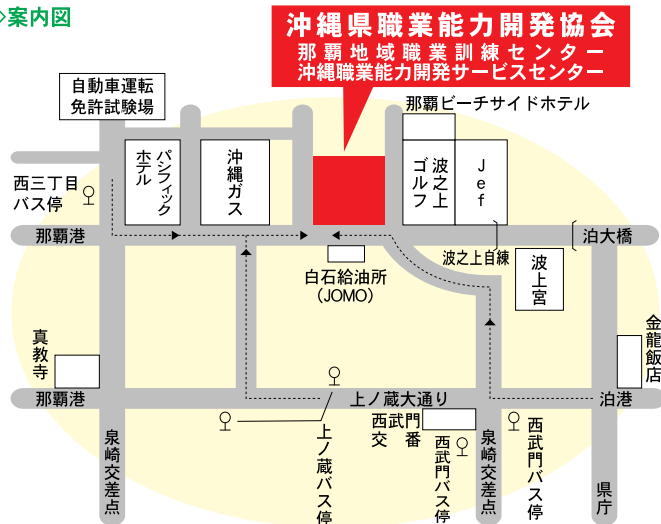
◇バスご利用の場合

- 【那覇市内線】
- ▶ 西3丁目バス停（パンフィックホテル近く）にて下車、波之上ゴルフレンジに向け徒歩で5分程度。

◇車ご利用の場合

- 泊・安謝・泉崎の各方面から波之上臨海道路に入ると便利。
- 駐車場有り（40台）

◇案内図



ロビー

1F

おくつろぎの場としてご利用ください。



実習室

1F

職業訓練や各種技能講習等の会場としてご利用ください。



第2教室 (24人)

2F

職業訓練、研修会等にご利用ください。



第3教室 (12人)

2F

少人数の会議、研修会等にご利用ください。



第4教室

2F

当センター主催のパソコン講座を開講しています。



第5教室 (34人)

2F

職業訓練、研修会等にご利用ください。



第6教室 (28人)

2F

職業訓練、研修会等にご利用ください。



視聴覚教室・講堂 (88人)

2F

大規模な研修、講習会等にご利用ください。
※ビデオプロジェクター、OHP等の機器を完備しております。



平面図

